

愛媛県産畜産物消費拡大応援事業 委託業務仕様書

1 件名

愛媛県産畜産物消費拡大応援事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3 業務目的

物価高騰に伴う生活防衛意識の高まりによる消費減退や全国的な鳥インフルエンザの発生による供給不安の影響により、愛媛県（以下、「県」という）においても県産畜産物への生産や販売への影響が懸念されることから、マスメディア等を活用したプロモーションや、小売店・飲食店等におけるイベント等を主に県内消費者向けに展開し、県産畜産物の認知度向上、消費拡大及び価値向上を図る。

4 事業費

9,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 業務概要

受託者は、県産畜産物の現況を十分に理解した上、本業務の実施を通じて効果的かつ効率的に県産畜産物の魅力を訴求し、更なる知名度向上と消費拡大に繋がるよう、以下の業務を円滑に実施すること。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、別途委託契約書に定める「事業計画書」として決定するものとする。

なお、本業務のうちデジタルプロモーションに係る取組については、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」のほか、「愛媛県情報セキュリティポリシー」、「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン(参加表明書提出者に別途送付)」を遵守すること。

(1) 対象畜産物

愛媛県産の牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳

※上記を主とするが、その他の畜種については県と協議の上決定すること。

(2) 基本条件

- ① 県産畜産物の魅力をマスメディアやデジタル媒体等を活用し情報発信するほか、期間中実施されるリアルイベント（本事業での実施または、本事業と関連のない他団体等が実施するもの。ただし、特定の商品等をPRするものは除く。）等とも連携し、プロモーション活動をより効果的に展開すること。
- ② プロモーション等の実施時期や期間については任意とするが、消費者の消費動向などを考慮し、効果的な時期とすること。
- ③ 各業務において対象畜産物を含めることとし、消費者等に特定銘柄の広告宣伝と誤認させないように配慮すること。

- ④ デジタルプロモーションを実施する際は、可能な限り県や生産・販売団体のオンラインメディアへの誘導に努めること。

【参考】 現況のウェブサイト及び SNS アカウントの例

- ・ 愛媛甘とろ豚
公式ホームページ「愛媛甘とろ豚普及協議会」 <https://amatoro.jp/>
- ・ 媛っこ地鶏
公式ホームページ「媛っこ地鶏振興協議会」 <https://www.himekkojidori.com/>
- ・ 愛媛あかね和牛
公式ホームページ「愛媛あかね和牛普及協議会」 <https://akane-wagyu.jp/>
- ・ えひめ3畜
公式 Instagram (ehime_sanchiku_official)

- ⑤ 本業務に係る全ての経費（広告料、プレゼント代、インフルエンサー等への謝金など）は、全て当初の委託契約金額に含むものとする。

6 委託業務

(1) ディレクション業務

- ・ 県内消費者を中心に県産畜産物の魅力を発信し、消費拡大を図るための最適なプロモーション計画を策定するとともに、事業の全体計画を策定し、提案すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定する。
- ・ 企画毎にペルソナを設定する等、情報を届けたいターゲットや設定根拠を明確にすること。
- ・ 策定した全体計画に基づき、事業において進捗管理すべき数値目標（KPI）を設定し、企画提案書に記載すること。
- ・ 数値目標については、他事例を参照した数的根拠を示し、県と協議の上、設定すること。
- ・ 目標 KPI で示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
- ・ 策定した全体計画に基づき、各種業務をディレクションすること。

(2) 県産畜産物魅力発信業務

① 基本的な業務内容

- ・ 上記(1)で策定した計画を基に、テレビや雑誌などのマスメディアや、Instagram など SNS を活用し、県内を中心に消費者へ県産畜産物の魅力を発信するプロモーションを実施すること。
- ・ 実施時期については、最適な時期を提案し、県と協議の上決定すること。

② マスメディアによるプロモーション

- ・ テレビや雑誌などの媒体を活用し、消費者が県産畜産物に興味を持ち消費行動につながる番組や企画記事を発信すること。
- ・ 2者以上のメディアを活用しプロモーションを実施することとし、テレビ番組においては、可能な限り複数の番組での発信を盛り込むこと。

- ・番組等の制作に係る撮影機材、撮影場所、時間、映像技術、クリエイター、音響等を使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は、受託者自身が行うこと。
- ・番組制作等の際に生産農場への取材を実施する場合は、家畜防疫対策の観点から、取材先や内容等について事前に県と協議し、指示に従うこと。

③ デジタルプロモーション

- ・InstagramなどのSNSやウェブサイトなどを活用し、本事業におけるイベント告知等や独自投稿などを通じ、消費者へ県産畜産物の魅力発信を行う。
- ・プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を提案し、ターゲット層を踏まえた配信設定を行うこと。
- ・発信にあたっては、訴求力のある記事や写真、動画等を制作し、選択したプラットフォームに最適化すること。

④ 料理教室の実施

- ・県内消費者を対象とした料理教室を開催し、県産畜産物の魅力発信を行うこと。
- ・料理教室を複数回実施することなどにより、対象畜産物を網羅すること。
- ・料理教室のレシピは独自に開発することとし、消費者が家庭で再現しやすいものとする。
- ・レシピ開発やPR広告等の制作に必要な食材や撮影機材、撮影場所等の手配や諸手続き等は、受託者自身で行うこと。
- ・食材費など料理教室の参加に係る経費については、原則参加者の負担とする。なお、参加費の設定にあたっては、事前に県と協議し決定する。

(3) 効果測定及び報告業務

- ・効果検証スキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、県と協議の上で決定すること。
- ・業務の途中であっても、県の求めに応じて詳細な分析結果等を報告すること。また、その分析結果を踏まえた改善が必要な場合は、本県と協議のうえで改善策を講じること。

(4) その他

- ・上記業務以外に、効果的な企画がある場合は、追加提案として企画提案書に記載すること。実施の可否や具体的内容については、別途協議の上、決定するものとする。また、契約後、当該業務の目的に沿うものであって、効果的と双方が判断した場合には、業務内容を予算の範囲内で変更する場合がある。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- ・業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。

- ・企画提案ごとに、制作費、媒体費、材料費等を別立てとすること。

7 留意事項

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ処理するものとする。
- ・各業務上で必要となるアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・業務実施のための個人情報の取扱いについては、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

8 著作権等

- ・本仕様で規定するところにより、受託者が県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ・県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・業務実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者及び生産・販売事業者等（以下、「受託者等」）が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等に、受託者等が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

9 成果品

(1) 提出物

- ・実績報告書（A4判） 紙媒体1部及びデータ
- ・業務の遂行過程で作成したデーター式（写真：jpeg、動画：mp4、デザイン：ai等）
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 提出場所

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課
（〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2）

(3) 提出期限

令和8年3月13日

10 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

11 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。